

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公開番号】特開2009-100191(P2009-100191A)

【公開日】平成21年5月7日(2009.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2009-018

【出願番号】特願2007-269075(P2007-269075)

【国際特許分類】

H 04 M	11/00	(2006.01)
H 04 N	1/00	(2006.01)
H 04 W	4/00	(2009.01)
H 04 W	28/00	(2009.01)
H 04 W	84/10	(2009.01)

【F I】

H 04 M	11/00	3 0 2
H 04 N	1/00	1 0 7 Z
H 04 B	7/26	M
H 04 B	7/26	1 0 9 M
H 04 B	7/26	R

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月6日(2010.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ間における通話に用いられる、一の携帯情報端末及び他の携帯情報端末と、

前記他の携帯情報端末に対して通話可能に接続された状態の前記一の携帯情報端末から、前記両携帯情報端末の電話番号を含み当該両携帯情報端末間の前記通話可能な接続を識別する識別標識を取得する、ネットワークに接続された一の情報機器と、

前記一の携帯情報端末に対して通話可能に接続された状態の前記他の携帯情報端末から、前記識別標識を取得する、前記ネットワークに接続された他の情報機器と、

前記識別標識と、前記一の情報機器に関する情報及び前記他の情報機器に関する情報を登録し、これらの情報に基づいて、前記一の情報機器に対して、前記他の情報機器に関する情報を前記ネットワーク経由で送信するとともに、前記他の情報機器に対して、前記一の情報機器に関する情報を前記ネットワーク経由で送信するサーバと、を備え、

前記一の情報機器と前記他の情報機器は、前記サーバから受信した情報に基づいて、前記ネットワーク上での接続関係を確立することを特徴とする機器間連携システム。

【請求項2】

前記サーバには、前記両情報機器において利用可能なコンテンツデータが格納されており、

前記両情報機器の間に接続関係が確立している状態で、当該両情報機器において、前記コンテンツデータが共有されることを特徴とする請求項1に記載の機器間連携システム。

【請求項3】

前記サーバには、前記コンテンツデータに対する前記各情報機器からの操作情報が蓄積され、

前記両情報機器では、前記操作情報に基づいて、前記コンテンツデータに対する同一の操作が行われることを特徴とする請求項2に記載の機器間連携システム。

【請求項4】

前記携帯情報端末は、携帯電話機であり、

前記携帯電話機それぞれから前記各情報機器に対して送信される前記識別標識には、前記両携帯電話機の電話番号が含まれることを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項5】

前記情報機器に関する情報の登録に関する前記サーバによる処理は、所定時間間隔で実行されることを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項6】

前記両情報機器間の接続の終了は、

前記両情報機器のうちのいずれかから送信された終了情報を受信したサーバによる指示の下、実行されることを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項7】

ネットワークを介して通話可能に接続された一の情報機器及び他の情報機器と、

ユーザ間ににおける通話に用いられ、前記ネットワークとは異なる無線ネットワーク経由で互いにデータ通信する機能を有し、前記情報機器のそれぞれから、当該各情報機器に関する情報をそれぞれ受信する一の携帯情報端末及び他の携帯情報端末と、を備え、

前記一の携帯情報端末とこれに情報を送信した情報機器との間、及び前記他の携帯情報端末とこれに情報を送信した情報機器との間が、データ通信可能な状態で接続され、

前記両携帯情報端末間は、それが受信した情報機器に関する情報を互いに送受信して、共有し、

前記両情報機器は、前記両携帯情報端末が共有する前記情報機器に関する情報に基づいて、前記ネットワーク内での接続関係を確立することを特徴とする機器間連携システム。

【請求項8】

前記各携帯情報端末は、前記各情報機器に関する情報を受信する際に、前記両携帯情報端末の電話番号を含み当該両携帯情報端末間の前記通話可能な接続を識別する識別標識を、前記各情報機器に対して送信し、

前記両情報機器は、前記識別標識に基づいて、前記ネットワーク内での接続関係を確立することを特徴とする請求項7に記載の機器間連携システム。

【請求項9】

前記両情報機器の間に接続関係が確立されている状態で、前記両情報機器は、前記一方の情報機器に格納されているコンテンツデータを共有することを特徴とする請求項7又は8に記載の機器間連携システム。

【請求項10】

前記両携帯情報端末による、前記情報機器に関する情報の送受信は、所定時間間隔で行われることを特徴とする請求項7～9のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項11】

前記携帯情報端末と前記情報機器との間の接続は、ピア・ツー・ピア接続であることを特徴とする請求項7～10のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項12】

前記両情報機器間の接続は、ピア・ツー・ピア接続により行われることを特徴とする請求項1～11のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項13】

前記携帯情報端末は、識別標識を有し、

前記携帯情報端末と前記情報機器との間の情報の送受信は、前記識別標識を介して行われることを特徴とする請求項1～12のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【請求項14】

前記情報機器に関する情報は、前記情報機器のIPアドレスに基づく情報機器IDであることを特徴とする請求項1～13のいずれか一項に記載の機器間連携システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

そこで本発明は上記の課題に鑑みてなされたものであり、携帯情報端末を有するユーザ間において、情報機器上で資料等を共有した状態で通話を行うことが可能な機器間連携システムを提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記課題を解決するために、本発明の第1の機器間連携システムは、ユーザ間における通話に用いられる、一の携帯情報端末及び他の携帯情報端末と、前記他の携帯情報端末に対して通話可能に接続された状態の前記一の携帯情報端末から、前記両携帯情報端末の電話番号を含み当該両携帯情報端末間の前記通話可能な接続を識別する識別標識を取得する、ネットワークに接続された一の情報機器と、前記一の携帯情報端末に対して通話可能に接続された状態の前記他の携帯情報端末から、前記識別標識を取得する、前記ネットワークに接続された他の情報機器と、前記識別標識と、前記一の情報機器に関する情報及び前記他の情報機器に関する情報を登録し、これらの情報に基づいて、前記一の情報機器に対して、前記他の情報機器に関する情報を前記ネットワーク経由で送信するとともに、前記他の情報機器に対して、前記一の情報機器に関する情報を前記ネットワーク経由で送信するサーバと、を備え、前記一の情報機器と前記他の情報機器は、前記サーバから受信した情報に基づいて、前記ネットワーク上での接続関係を確立することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

これによれば、サーバが、情報機器及び携帯情報端末を介して収集した識別標識と、各情報機器に関する情報とに基づいて、各情報機器に対して接続相手となるべき情報機器の情報を送信し、各情報機器が、サーバから受信した情報に基づいて、ネットワーク上での接続関係を確立するので、携帯情報端末を用いてユーザが通話する間に、情報機器及び携帯情報端末を介して収集した情報を用いて情報機器間の接続を行うことができる。これにより、情報機器を用いた資料等に対する共同作業環境がアドホックに提供されるので、各ユーザは、情報機器上で資料等を共有した状態で、携帯情報端末を用いた通話を行うことが可能となる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

この場合において、前記サーバには、前記両情報機器において利用可能なコンテンツ

ータが格納されており、前記両情報機器の間に接続関係が確立している状態で、当該両情報機器において、前記コンテンツデータが共有されることとすることができる。かかる場合には、両情報機器において、サーバに格納されたコンテンツデータを共有するので、ユーザは、コンテンツデータに対する情報機器を用いた共同作業を行いながら、携帯情報端末を用いた通話を行うことが可能となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の第1の機器間連携システムでは、前記携帯情報端末は、携帯電話機であり、前記携帯電話機それから前記各情報機器に対して送信される前記識別標識には、前記両携帯電話機の電話番号を含むことができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の第2の機器間連携システムは、ネットワークを介して通話可能に接続された一の情報機器及び他の情報機器と、ユーザ間における通話に用いられ、前記ネットワークとは異なる無線ネットワーク経由で互いにデータ通信する機能を有し、前記情報機器のそれから、当該各情報機器に関する情報をそれぞれ受信する一の携帯情報端末及び他の携帯情報端末と、を備え、前記一の携帯情報端末とこれに情報を送信した情報機器との間、及び前記他の携帯情報端末とこれに情報を送信した情報機器との間が、データ通信可能な状態で接続され、前記両携帯情報端末間は、それが受信した情報機器に関する情報を互いに送受信して、共有し、前記両情報機器は、前記両携帯情報端末が共有する前記情報機器に関する情報に基づいて、前記ネットワーク内の接続関係を確立することを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

これによれば、無線ネットワーク経由でデータ通信を行う機能を有する携帯情報端末が、情報機器から当該情報機器に関する情報を受信するとともに、データ通信が可能な状態で携帯情報端末と情報機器との間が接続され、両情報機器は、両携帯情報端末間で共有している両携帯情報端末が受信した情報機器に関する情報に基づいてネットワーク内の接続関係を確立するので、携帯情報端末を用いてユーザが通話する間に、情報機器及び携帯情報端末を介して収集した情報を用いて情報機器間の接続を行うことができる。これにより、情報機器を用いた資料等に対する共同作業環境がアドホックに提供されるので、各ユーザは、情報機器上で資料等を共有した状態で、携帯情報端末を用いた通話を行うことが可能となる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

この場合において、前記各携帯情報端末は、前記各情報機器に関する情報を受信する際に、前記両携帯情報端末の電話番号を含み当該両携帯情報端末間の前記通話可能な接続を識別する識別標識を、前記各情報機器に対して送信し、前記両情報機器は、前記識別標識に基づいて、前記ネットワーク内での接続関係を確立することができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

本発明によれば、携帯情報端末を有するユーザ間において、情報機器上で資料等を共有した状態で、携帯情報端末を用いた通話を行うことが可能な機器間連携システムを提供することができる。